

令和 8 年第 2 回定例会  
総務企画委員会説明資料  
(議案関係)

- 1 第 79 号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 2
- 2 第 80 号議案 茨城県県税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 報告第 2 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について  
別記 1 茨城県県税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・ 5

令和 8 年 6 月 1 0 日

総 務 部

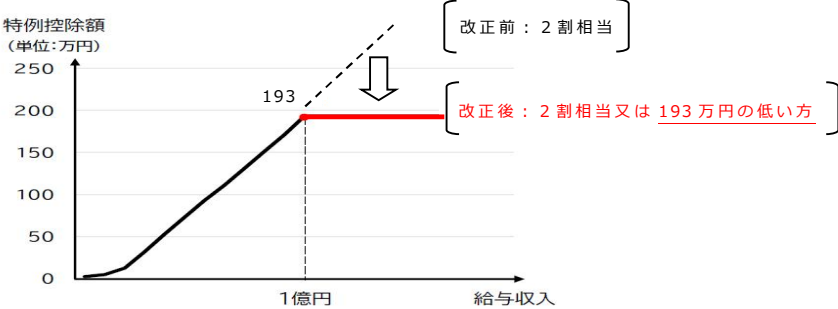
# 総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 人事課

項 目	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 【一部改正】														
<p><b>1 改正の理由</b></p> <p>在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の改正に伴い、外国に駐在する職員に支給している「在勤手当」について、家族構成や赴任形態の実態等を踏まえた支給内容に見直すなど、所要の改正をしようとするもの</p>															
<p><b>2 内容</b></p> <p>(1) 在勤手当の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同行配偶者手当の支給割合の見直し：在勤基本手当の 20% → 13%</li> <li>・ 同行子女手当の新設：在勤基本手当の 8%</li> <li>・ 在外単身赴任手当の新設：月額 6.5 万円</li> </ul> <p>[在勤手当の概要]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手当名</th> <th style="text-align: center;">手当概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在勤基本手当</td> <td>在外勤務に必要な衣食等の経費として支給</td> </tr> <tr> <td>在外住居手当 (現：住居手当)</td> <td>在外勤務に必要な住宅費として支給</td> </tr> <tr> <td>同行配偶者手当 (現：配偶者手当)</td> <td>同行する配偶者がいる場合に支給</td> </tr> <tr> <td>同行子女手当 【新設】</td> <td>同行する 18 歳未満の子女がいる場合に支給</td> </tr> <tr> <td>子女教育手当</td> <td>同行する 3 歳以上 18 歳未満の子女の教育費として支給</td> </tr> <tr> <td>在外単身赴任手当 【新設】</td> <td>単身赴任の場合に支給</td> </tr> </tbody> </table>		手当名	手当概要	在勤基本手当	在外勤務に必要な衣食等の経費として支給	在外住居手当 (現：住居手当)	在外勤務に必要な住宅費として支給	同行配偶者手当 (現：配偶者手当)	同行する配偶者がいる場合に支給	同行子女手当 【新設】	同行する 18 歳未満の子女がいる場合に支給	子女教育手当	同行する 3 歳以上 18 歳未満の子女の教育費として支給	在外単身赴任手当 【新設】	単身赴任の場合に支給
手当名	手当概要														
在勤基本手当	在外勤務に必要な衣食等の経費として支給														
在外住居手当 (現：住居手当)	在外勤務に必要な住宅費として支給														
同行配偶者手当 (現：配偶者手当)	同行する配偶者がいる場合に支給														
同行子女手当 【新設】	同行する 18 歳未満の子女がいる場合に支給														
子女教育手当	同行する 3 歳以上 18 歳未満の子女の教育費として支給														
在外単身赴任手当 【新設】	単身赴任の場合に支給														
<p>(2) 警察業務手当の一部の上限額の引上げ</p> <p>警察職員が重大な災害が発生した場合に行う災害警備等に従事した際の手当の上限額を引上げ</p> <p>日額 1,680 円 → 日額 2,240 円</p>															
<p><b>3 効果・影響</b></p> <p>支給対象業務に従事した職員に対し、適切な特殊勤務手当の支給が可能となる</p>															
<p><b>4 施行日</b></p> <p>令和 8 年 6 月 30 日（令和 8 年 4 月 1 日遡及適用）</p>															

# 総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 税務課

項目	茨城県県税条例の一部を改正する条例【一部改正】
<p><b>1 改正の理由・根拠</b> 地方税法の一部改正</p> <p>&lt;背景・必要性&gt; 地方税法の一部改正に伴い、地方税法の規定に基づき税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について規定している本条例について、所要の改正を行う必要がある。</p> <p><b>2 内容</b></p> <p>(1) 個人県民税 ふるさと納税に係る寄附金税額控除について、特例控除額の限度額を、所得割額の2割に相当する金額と77万2千円（市町村民税の115万8千円とあわせて193万円）とのいずれか低い金額とする。</p> <p>(2) 地方消費税 国税である消費税と同様に、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う次に掲げる資産の譲渡のうち、国税庁長官の指定を受けたプラットフォーム事業者を介して行うものについては、プラットフォーム事業者が行ったものとみなして、地方消費税の納税義務を課す。 ア 国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随して行われる資産の譲渡等を含むものとし、特定少額資産の譲渡に該当するものを除く。） イ 事業者が行う特定少額資産の譲渡</p>	 <p>特例控除額 (単位:万円)</p> <p>250 200 150 100 50 0</p> <p>193</p> <p>1億円</p> <p>給与収入</p> <p>改正前：2割相当</p> <p>改正後：2割相当又は193万円の低い方</p> <p>消費者</p> <p>プラットフォーム事業者</p> <p>国外事業者</p> <p>②注文を受け発送</p> <p>国内に所在する資産の販売 (=消費税の課税対象)</p> <p>PF倉庫(国内)</p> <p>①あらかじめPF事業者の倉庫へ</p> <p>納税義務を転換</p> <p>従来の納税義務者</p> <p>国外事業者による無申告が生じているおそれ</p>

(3) 不動産取得税

新築住宅特例適用住宅の土地の取得に係る税額の軽減について、一定の災害ハザードエリアに所在する住宅用地は、原則として、適用対象から除外する。

(4) その他所要の改正

**3 効果・影響**

地方税法の内容に則した条例の施行が可能になる。

**4 施行日**

(1)個人県民税：令和9年1月1日

(2)地方消費税：令和10年4月1日

(3)不動産取得税：令和11年4月1日 外

## 総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 税務課

項 目	地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について ・茨城県県税条例等の一部を改正する条例【一部改正】															
1 改正の理由・根拠 地方税法の一部改正等	<p>&lt;背景・必要性&gt;</p> <p>地方税法の一部改正等に伴い、地方税法の規定に基づき税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について規定している本条例について、所要の改正を行う必要がある。</p>															
2 内 容	<p>(1) 自動車税</p> <p>ア 自動車税環境性能割を廃止し、現行の自動車税種別割を自動車税に名称変更する。</p> <p>イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する特例（グリーン化特例）措置について、適用期限を 2 年延長する。（令和 10 年 3 月 31 日まで）</p> <p>(2) 不動産取得税</p> <p>ア 土地・家屋の取得にあたって不動産取得税が課されない基準となる「免税点」について、物価の変動等を考慮し、次のとおり引き上げる。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">土地</td> <td>10万円</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家屋</td> <td>建築分</td> <td>23万円</td> <td>66万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12万円</td> <td>34万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から 1 年（本則 6 月）を経過した日に緩和する特例措置について、適用期限を 5 年延長する。（令和 13 年 3 月 31 日まで）</p> <p>ウ 東日本大震災により滅失・損壊した家屋の代替家屋等の取得に係る課税標準の特例措置について、対象を限定したうえで、適用期限を 1 年延長する。（令和 9 年 3 月 31 日まで）</p> <p>(3) 個人県民税</p> <p>ア 住宅借入金等特別税額控除における居住年が平成 28 年から令和 7 年までの各年である場合に係る控除限度額の計算上用いる所得税の課税総所得金額等について、前年分の所得税に係る基礎控除の額から 48 万円を控除して得た額を加算する。</p> <p>イ 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年延長する。（令和 12 年度まで）</p> <p>ウ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特別措置を 3 年延長する。（令和 11 年度まで）</p>			現行	改正後	土地		10万円	16万円	家屋	建築分	23万円	66万円	その他	12万円	34万円
		現行	改正後													
土地		10万円	16万円													
家屋	建築分	23万円	66万円													
	その他	12万円	34万円													

(4) 軽油引取税

暫定税率（1リットル当たり15円の本則税率に17.1円を上乗せ）を廃止するもの。

本則税率	当分の間税率
15,000円／1kl	32,100円／1kl

(5) その他所要の改正

**3 効果・影響**

地方税法等の内容に則した条例の施行が可能になる。

**4 施行日**

令和8年4月1日

令和 8 年第 2 回定例会  
総務企画委員会説明資料  
(条例新旧対照表)

1	第 79 号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	2
2	第 80 号議案	茨城県県税条例の一部を改正する条例	4
3	報告第 2 号	地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について ・茨城県県税条例等の一部を改正する条例	10

令和 8 年 6 月 1 0 日

総 務 部

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年条例第34号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(警察業務手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1) ～ (14) 略</p> <p>(15) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備等の作業若しくは業務又はこれらに相当する作業若しくは業務(人事委員会規則で定めるものに限る。)</p> <p>(以下略)</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) ～ (13) 略</p> <p>(14) 前項第15号の作業又は業務 1日につき <u>2,240円</u>の範囲内で人事委員会規則で定める額</p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>(在勤手当)</p> <p>第30条 在勤手当は、外国に駐在する職員のうち人事委員会規則で定める職員が、人事委員会規則で定める業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した月1月につき、同項の人事委員会規則で定める職員が在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)第2条第1項に規定する在外職員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤手当のうち、<u>在勤基本手当、在外住居手当、同行配偶者手当、同行子女手当、子女教育手当及び在外単身赴任手当</u>の支給額(在勤基本手当、<u>同行</u></p>	<p>(警察業務手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1) ～ (14) 略</p> <p>(15) 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備等の作業若しくは業務又はこれらに相当する作業若しくは業務(人事委員会規則で定めるものに限る。)</p> <p>(以下略)</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) ～ (13) 略</p> <p>(14) 前項第15号の作業又は業務 1日につき <u>1,680円</u>の範囲内で人事委員会規則で定める額</p> <p>(15)・(16) (略)</p> <p>(在勤手当)</p> <p>第30条 在勤手当は、外国に駐在する職員のうち人事委員会規則で定める職員が、人事委員会規則で定める業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した月1月につき、同項の人事委員会規則で定める職員が在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)第2条第1項に規定する在外職員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤手当のうち、<u>在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当</u></p>

配偶者手当及び同行子女手当にあつては、同法の規定による支給額に100分の80を乗じて得た額の合計額に相当する額とする。

3 第1項の手当の支給を受ける職員には、給与条例第10条第1項、第11条の2第1項、第11条の3、第11条の5第1項、第12条第1項、第12条の5第1項及び第3項、第12条の6第1項、第13条第1項、第14条の2第1項、第14条の3、第14条の4第1項、第16条第1項、第3項及び第4項、第17条、第18条、第20条第1項から第3項まで並びに第20条の3第1項及び第2項の規定にかかわらず、扶養手当(在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第6条第5項に規定する同行子女に相当する者に係る分に限る。)、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、寒冷地手当、特勤勤務手当(特勤勤務手当に準ずる手当を含む。)、へき地手当(へき地手当に準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、支給しない。

4 第1項及び第2項の規定により在外単身赴任手当の支給額に相当する額を支給される職員については、前項の規定にかかわらず、当該職員を給与条例第12条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員とみなして、給与条例第11条の5第1項第2号の規定を適用し、同条の定めるところにより、住居手当を支給する。

付則

7 地方警察職員が、東日本大震災に対処するため第22条第1項第15号に定める作業又は業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときの同条第2項第14号の規定の適用については、同号中「2,240円」とあるのは、「3,360円」とする。

(中略)

偶者手当 にあつては 同法の規定による支給額に100分の80を乗じて得た額)の合計額に相当する額とする。

3 第1項の手当の支給を受ける職員には、給与条例 \_\_\_\_\_ 第11条の2第1項、第11条の3、第11条の5第1項、第12条第1項、第12条の5第1項及び第3項、第12条の6第1項、第13条第1項、第14条の2第1項、第14条の3、第14条の4第1項、第16条第1項、第3項及び第4項、第17条、第18条、第20条第1項から第3項まで並びに第20条の3第1項及び第2項の規定にかかわらず \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_, 地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、寒冷地手当、特勤勤務手当(特勤勤務手当に準ずる手当を含む。)、へき地手当(へき地手当に準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、支給しない。

(新設)

付則

7 地方警察職員が、東日本大震災に対処するため第22条第1項第15号に定める作業又は業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときの同条第2項第14号の規定の適用については、同号中「1,680円」とあるのは、「2,520円」とする。

(中略)

12 地方警察職員が、特定大規模災害に対処するため第22条第1項第15号に定める作業又は業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときの同条第2項第14号の規定の適用については、同号中「2,240円」とあるのは「3,360円」とする。

12 地方警察職員が、特定大規模災害に対処するため第22条第1項第15号に定める作業又は業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときの同条第2項第14号の規定の適用については、同号中「1,680円」とあるのは、「2,520円」とする。

改正案	現行
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第25条の3 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額</p> <p>_____とする。ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と772,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第25条の3 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

<p>(<u>第一種プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用</u>)</p> <p>第40条の19の3 消費税法第15条の2第1項に規定する電気通信利用役務の提供が同項に規定するデジタルプラットフォーム（次条において「デジタルプラットフォーム」という。）を介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第一種プラットフォーム事業者を介して收受するものである場合には、当該第一種プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(<u>第二種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの節の規定の適用</u>)</p> <p>第40条の19の4 消費税法第15条の3第1項各号に掲げる資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第二種プラットフォーム事業者を介して收受するものである場合には、当該第二種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。</p>	<p>(<u>特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用</u>)</p> <p>第40条の19の3 消費税法第2条第1項第4号の2に規定する国外事業者が国内（法の施行地をいう。）において行う同項第8号の3に規定する電気通信利用役務の提供（同項第8号の4に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。）が同法第15条の2第1項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者（以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。）を介して收受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。</p> <p>(新設)</p>
--	---

<p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)</p> <p>第41条の10 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税義務者の申請に基づいて、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（<u>法第73条の14第1項に規定する特定区域内住宅を除くものとし、法第73条の24第1項に規定する政令で定める住宅に限る。</u>以下この条及び第41条の16第1項において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法第73条の24第1項に規定する政令で定めるもの）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額に税率を乗じて得た額を減額する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～9 (略)</p>	<p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)</p> <p>第41条の10 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税義務者の申請に基づいて、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（<u>法第73条の24第1項に規定する政令で定める住宅に限る。</u>以下この条及び第41条の16第1項において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法第73条の24第1項に規定する政令で定めるもの）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額に税率を乗じて得た額を減額する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～9 (略)</p>
---	--

施行日：令和9年1月1日（付則第7条の5の改正規定中「又は付則第14条の3第1項の規定の適用を受けるとき」を「付則第14条の2の3第1項又は付則第14条の3第1項の規定の適用を受けるとき」に改める部分及び同条第5号に係る部分については規則で定める日）

<p>付 則</p> <p>(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の4 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条及び付則第26条の4において「居住年」という。）が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第1項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第25条及び第25条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から480,000円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）の100分の</p>	<p>付 則</p> <p>(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の4 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条及び付則第26条の4において「居住年」という。）が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第1項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第25条及び第25条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から480,000円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）の100分の</p>
---	--

2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2（略）

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第12項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の5 第25条の3の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第25条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第10条第1項、付則第11条、付則第12条、付則第14条、付則第14条の2第1項、付則第14条の2の2第1項、付則第14条の2の3第1項又は付則第14条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第25条の3第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に

2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2（略）

3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の5 第25条の3の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第25条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第10条第1項、付則第11条、付則第12条、付則第14条、付則第14条の2第1項、付則第14条の2の2第1項又は付則第14条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第25条の3第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に

該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額

とする。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第25条及び第25条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と772,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

(1)～(4)（略）

(5) 前年中の所得について付則第10条第1項、付則第12条、付則第14条の2第1項、付則第14条の2の2第1項、付則第14条の2の3第1項又は付則第14条の3第1項の規定の適用を受ける場合 100分の7  
5

該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第25条及び第25条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

(1)～(4)（略）

(5) 前年中の所得について付則第10条第1項、付則第12条、付則第14条の2第1項、付則第14条の2の2第1項又は  
付則第14条の3第1項の規定の適用を受ける場合 100分の7  
5

<p>第7条の6 平成26年度から令和30年度までの各年度分の個人の県民税についての第25条の3第1項及び第2項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第25条の3第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。</p> <p>2. <u>令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての第25条の3第1項及び第2項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第25条の3第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.95」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.9」と、同表330万円を超え695万円以下</u></p>	<p>第7条の6 平成26年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税についての第25条の3第1項及び第2項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第25条の3第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---

<p><u>下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.8」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.77」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.67」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.55」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.7」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.85」とする。</u></p> <p>(個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>第9条の3 平成28年度から令和30年度までの各年度分の個人の県民税についての前条第1項及び第2項の規定の適用については、同項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。</p> <p>2. <u>令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての前条第1項及び第2項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「85分の5」とあるのは「84.95分の5.05」と、「80分の10」とあるのは「79.9分の10.1」と、「70分の20」とあるのは「69.8分の20.2」と、「67分の23」とあるのは「66.77分の23.23」と、「57分の33」とあるのは「56.67分の33.33」とする。</u></p>	<p>(個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>第9条の3 平成28年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税についての前条第1項及び第2項の規定の適用については、同項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--

<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条に定める日までの期間)内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項及び第3項に規定するところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得に係る同条の規定の適用については、法附則第34条の2第2項、第3項、第4項及び第9項から第14項までに規定するところによる。</p>	<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条に定める日までの期間)内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項及び第3項に規定するところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得に係る同条の規定の適用については、法附則第34条の2第2項、第3項及び第7項から第12項 までに規定するところによる。</p>
---	--

茨城県県税条例(昭和25年条例第43号)新旧対照表[第1条関係]

施行日:規則で定める日

<p>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p><u>第14条の2の3 県は、当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第23条及び第25条の規定にかかわらず、法附則第35条の3の6第1項に規定するところにより、県民税の所得割を課する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合には、法附則第35条の3の6第2項に規定するところによる。</u></p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、第1項の規定の適用に関しては、法附則第35条の3の6第3項に規定するところによる。</u></p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

<p>(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)</p> <p>第26条の2 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。))第11条の6第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(震災特例法第11条の6第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合には、付則第12条中「法附則第34条の」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により読み替えられた法附則第34条の」と、「法附則第34条第1項」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により読み替えられた法附則第34条第1項」と、付則第12条の2第2項中「法附則第34条の2第2項、第3項、第4項及び第9項から第14項まで」とあるのは「法附則第34条の2第2項、第4項及び第9項から第14項まで並びに法附則第44条の2第1項の規定により読み替えられた法附則第34条の2第3項」と、付則第14条中「法附則第35条」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により読み替えられた法附則第35条」として、付則第12条、付則第12条の2又は付則第14条の規定を適用する。</p>	<p>(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)</p> <p>第26条の2 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。))第11条の6第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(震災特例法第11条の6第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合には、付則第12条中「法附則第34条の」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により読み替えられた法附則第34条の」と、「法附則第34条第1項」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により読み替えられた法附則第34条第1項」と、付則第12条の2第2項中「法附則第34条の2第2項、第3項及び第7項から第12項まで」とあるのは「法附則第34条の2第2項及び第7項から第12項まで並びに法附則第44条の2第1項の規定により読み替えられた法附則第34条の2第3項」と、付則第14条中「法附則第35条」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により読み替えられた法附則第35条」として、付則第12条、付則第12条の2又は付則第14条の規定を適用する。</p>
--	--

2 (略)

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(震災特例法第11条の6第4項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、付則第7条の4第1項中「同項第2号」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えられた法附則第5条の4第1項第2号」と、付則第12条中「法附則第34条の」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えられた法附則第34条の」と、「法附則第34条第1項」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えられた法附則第34条第1項」と、付則第12条の2第2項中「法附則第34条の2第2項、第3項、第4項及び第9項から第14項まで」とあるのは「法附則第34条の2第2項、第4項及び第9項から第14項まで並びに法附則第44条の2第3項の規定により読み替えられた法附則第34条の2第3項」と、付則第14条中「法附則第35条」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えられた法附則第35条」として、付則第7条の4、付則第12条、付則第12条の2又は付則第14条の規定を適用する。

4・5 (略)

2 (略)

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(震災特例法第11条の6第4項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、付則第7条の4第1項中「同項第2号」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えられた法附則第5条の4第1項第2号」と、付則第12条中「法附則第34条の」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えられた法附則第34条の」と、「法附則第34条第1項」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えられた法附則第34条第1項」と、付則第12条の2第2項中「法附則第34条の2第2項、第3項及び第7項から第12項まで」とあるのは「法附則第34条の2第2項及び第7項から第12項まで並びに法附則第44条の2第3項の規定により読み替えられた法附則第34条の2第3項」と、付則第14条中「法附則第35条」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えられた法附則第35条」として、付則第7条の4、付則第12条、付則第12条の2又は付則第14条の規定を適用する。

4・5 (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則（第1条—第7条）</p> <p>第2節 賦課徴収（第8条—第21条）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 県民税（第22条—第39条の26）</p> <p>第2節 事業税（第40条—第40条の18）</p> <p>第3節 地方消費税（第40条の19—第40条の26）</p> <p>第4節 不動産取得税（第41条—第41条の16）</p> <p>第5節 県たばこ税（第41条の17—第42条の14）</p> <p>第6節 ゴルフ場利用税（第43条—第59条）</p> <p>第7節 軽油引取税（第60条—第60条の29）</p> <p>第8節 自動車税（第61条—<u>第71条の5</u>）</p> <p>第9節 鉱区税（第72条—第88条）</p> <p>第10節 削除</p> <p>第11節 固定資産税（第94条—第101条）</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節及び第2節 削除</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則（第1条—第7条）</p> <p>第2節 賦課徴収（第8条—第21条）</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 県民税（第22条—第39条の26）</p> <p>第2節 事業税（第40条—第40条の18）</p> <p>第3節 地方消費税（第40条の19—第40条の26）</p> <p>第4節 不動産取得税（第41条—第41条の16）</p> <p>第5節 県たばこ税（第41条の17—第42条の14）</p> <p>第6節 ゴルフ場利用税（第43条—第59条）</p> <p>第7節 軽油引取税（第60条—第60条の29）</p> <p>第8節 自動車税（第61条—<u>第71条の20</u>）</p> <p>第9節 鉱区税（第72条—第88条）</p> <p>第10節 削除</p> <p>第11節 固定資産税（第94条—第101条）</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節及び第2節 削除</p>

<p>第3節 狩猟税（第126条—第133条）</p> <p>付則</p> <p>（県税事務所長に対する知事の権限の委任）</p> <p>第4条 知事は、徴収金の賦課徴収に関する事項並びに県税に係る過料処分決定及び過料の徴収に関する事項を県税の課税地を管轄する県税事務所長に委任する。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第40条の12第2項、<u>第66条第2項</u>及び第75条第2項の規定による納期の指定に関する事項</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>（納税管理人）</p> <p>第15条 県税（個人の県民税、地方消費税、県たばこ税、軽油引取税、<u>及び狩猟税</u>を除く。以下この条及び次条において同じ。）の納税義務者又は特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合（法人の県民税にあつては事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（「寮等」という。以下法人の県民税について同じ。）を有しなくなった場合）には、納税に関する一切の事項を処理させるために、県税事務所の管轄区域内に住所等を有する者（個人にあつては独立の生計を営むものに限る。）のうちから納</p>
--

<p>第3節 狩猟税（第126条—第133条）</p> <p>付則</p> <p>（県税事務所長に対する知事の権限の委任）</p> <p>第4条 知事は、徴収金の賦課徴収に関する事項並びに県税に係る過料処分決定及び過料の徴収に関する事項を県税の課税地を管轄する県税事務所長に委任する。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第40条の12第2項、<u>第71条の11第2項</u>及び第75条第2項の規定による納期の指定に関する事項</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>（納税管理人）</p> <p>第15条 県税（個人の県民税、地方消費税、県たばこ税、軽油引取税、<u>自動車税の環境性能割及び狩猟税</u>を除く。以下この条及び次条において同じ。）の納税義務者又は特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合（法人の県民税にあつては事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（「寮等」という。以下法人の県民税について同じ。）を有しなくなった場合）には、納税に関する一切の事項を処理させるために、県税事務所の管轄区域内に住所等を有する者（個人にあつては独立の生計を営むものに限る。）のうちから納</p>
---

税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に、規則で定める納税管理人申告書を知事に提出し、又は当該区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、規則で定める納税管理人承認申請書を知事に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動が生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動が生じた日から10日を経過した日とする。

2 (略)

(納期限後等に納付し、又は納入する税金又は納入金の延滞金)

第17条 (略)

2～5 (略)

6 納税者は、第68条第4項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する自動車税\_\_\_\_\_を納付する場合には、第1項の規定にかかわらず、当該税額に、当該自動車税\_\_\_\_\_に係る納税通知書を発した日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

(削除)

税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に、規則で定める納税管理人申告書を知事に提出し、又は当該区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、規則で定める納税管理人承認申請書を知事に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動が生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動が生じた日から10日を経過した日とする。

2 (略)

(納期限後等に納付し、又は納入する税金又は納入金の延滞金)

第17条 (略)

2～5 (略)

6 納税者は、第71条の13第4項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する自動車税の種別割を納付する場合には、第1項の規定にかかわらず、当該税額に、当該自動車税の種別割に係る納税通知書を発した日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

7 自動車税の環境性能割の納税者は、第69条第1項の規定により申告

7 知事は、納税者又は特別徴収義務者が納期限まで又は第68条第3項の規定により自動車税\_\_\_\_\_を納付すべき日に税金を納付しなかつたこと、又は納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合には、法第20条の9の5の規定の適用がある場合を除くほか、第1項、第2項、第4項\_\_\_\_\_及び前項の延滞金額を減免することができる。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第22条の2 (略)

2～4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
(略)		
第34条第3項及び第4項	の資本金等の額	に係る固有法人の資本金等の額

(寄附金税額控除)

第25条の3 (略)

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出し

に係る税金を納期限後に納付する場合には、第1項の規定にかかわらず、当該税額に法第170条第1項の規定による延滞金額を加算して納付しなければならない。

8 知事は、納税者又は特別徴収義務者が納期限まで又は第71条の13第3項の規定により自動車税の種別割額を納付すべき日に税金を納付しなかつたこと、又は納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合には、法第20条の9の5の規定の適用がある場合を除くほか、第1項、第2項、第4項、第6項及び前項の延滞金額を減免することができる。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第22条の2 (略)

2～4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
(略)		
第34条第3項から第5項	の資本金等の額	に係る固有法人の資本金等まで

(寄附金税額控除)

第25条の3 (略)

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出し

た特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

(1) 当該納税義務者が第25条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号及び第3号において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

(略)

(2)・(3) (略)

(不動産取得税の免税点)

第41条の3 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては16万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては1戸（共同住宅等（法第73条の14第1項に規定する共同住宅等をいう。第41条

た特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

(1) 当該納税義務者が第25条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額（以下この項

\_\_\_\_\_において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

(略)

(2)・(3) (略)

(不動産取得税の免税点)

第41条の3 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては10万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては1戸（共同住宅等（法第73条の14第1項に規定する共同住宅等をいう。第41条

の10第1項及び第41条の16第1項において同じ。)にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一部分をいう。以下この条において同じ。)につき66万円、その他のものにあつては1戸につき34万円に満たない場合にあつては不動産取得税を課さない。

2 (略)

(自動車税の納税義務者)

第61条 自動車税は、自動車（法第145条に規定する自動車をいう。以下この節において同じ。）に対し、当該自動車の所有者（所有者が法第148条第1項の規定により自動車税を課することができない者である場合には、当該自動車の使用者）に課する。

(自動車税のみなす課税)

第62条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には\_\_\_\_\_、買主を\_\_\_\_\_自動車所有者とみなして、自動車税を課する。

の10第1項及び第41条の16第1項において同じ。)にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一部分をいう。以下本条において同じ。)につき23万円、その他のものにあつては1戸につき12万円に満たない場合にあつては不動産取得税を課さない。

2 (略)

(自動車税の納税義務者)

第61条 自動車税は、自動車（法第145条第3号に規定する自動車をいう。以下この節において同じ。）に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者（所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、当該自動車の使用者）に種別割によつて、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項及び第4項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として法第146条第2項に規定する政令で定めるものを含まないものとする。

(自動車税のみなす課税)

第62条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を自動車取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を\_\_\_\_\_自動車  
の所有者とみなして、自動車税を課する。

(削除)

(削除)

(自動車税の課税免除)

第63条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する自動車（第2号から第4号までの自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。）に対しては、自動車税を課さない。ただし、自動車を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる自動車（第1号の自動車を除く。）として使用する場合には、当該自動車の所有者に課するものとする。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車  
の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は法第146条第2項に規定する政令で定める自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(自動車税の課税免除)

第63条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する自動車（第2号から第4号までの自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。）に対しては、種別割を課さない。ただし、自動車を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる自動車（第1号の自動車を除く。）として使用する場合には、当該自動車の所有者に課するものとする。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

(削除)

(削除)

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

(環境性能割の課税標準)

第64条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として法第156条に規定する総務省令で定めるところにより算定した金額（第66条、第70条及び第71条の5第1項において「通常の取得価額」という。）とする。

(環境性能割の税率)

第65条 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項から第4項までにおいて読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 法第157条第1項各号に掲げる自動車

(2) 法第157条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号イ、ロ及びホに該当する平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車（法第149条第2項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。次項第2号において同じ。）

(3) 法第157条第5項において読み替えて準用する同条第1項第1号イ及びロ、第2号並びに第3号イ及びロに該当する令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車（法第149条第3項に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車をいう。次項第3号において同じ。）

(削除)

(削除)

(4) 法第157条第6項において読み替えて準用する同条第1項第3号トに該当する平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車(法第149条第4項に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。次項第4号において同じ。)

2 次に掲げる自動車(前項及び法第149条第1項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 法第157条第2項各号に掲げる自動車

(2) 法第157条第4項において読み替えて準用する同条第2項第1号イ、ロ及びニに該当する平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車

(3) 法第157条第5項において読み替えて準用する同条第2項第1号イ及びロ、第2号並びに第3号イ及びロに該当する令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車

(4) 法第157条第6項において読み替えて準用する同条第2項第3号ホに該当する平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車

3 前2項及び法第149条第1項の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

(環境性能割の免税点)

第66条 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収の方法)

第67条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(削除)

(環境性能割の申告納付)

第68条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第1項に規定する申告書(以下この条及び次条において「申告書」という。)を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、当該納税義務者(自動車の取得者(第62条第1項又は第2項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主)である者に限る。)に対し、売買契約書その他当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しの提出を求めることができる。

(1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

(2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録(以下この号及び第71条の15第1項において「移転登録」という。)を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時)

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)

(4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 環境性能割の納税義務者は、前項の規定により環境性能割を納付す

(削除)

る場合には、申告書に茨城県証紙代金収納計器（第71条の13第3項において「収納計器」という。）により当該環境性能割に相当する金額の納税証紙印の押印を受けることによつて、その申告した税額を納付しなければならない。

3 環境性能割の納税義務者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請をし、及び茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年茨城県条例第9号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書の提出を行う場合には、前項の納税証紙印の押印を受けることに代えて、環境性能割に相当する現金を納付しなければならない。

（環境性能割の期限後申告及び修正申告納付）

第69条 前条第1項の規定により申告書を提出すべき者は、同項各号に規定する申告書の提出期限後においても、法第168条第4項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第1項の規定により申告納付することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第168条第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、施行規則第9条の6第1号から第9号までに掲げる事項を記載した修正申告書を知事に提出する

(削除)

とともに、その修正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。

3 環境性能割の納税義務者は、前項の規定により環境性能割額を納付する場合には、規則で定める納付書によつて納付しなければならない。

（環境性能割の報告）

第70条 自動車の取得者は、当該自動車の通常の取得価額が50万円以下である場合又は当該自動車が法第150条第1項各号に掲げる自動車である場合には、第68条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第2項に規定する報告書を知事に提出しなければならない。この場合においては、第68条第1項後段の規定を準用する。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第71条 環境性能割の納税義務者が第68条の規定により申告し、又は前条の規定により報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納額告知書の指定すべき期限は、その発付の日から10日以内とする。

（譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等）

第71条の2 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当

(削除)

(削除)

該取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

- 2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。
- 3 知事は、前項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除する。
- 4 知事は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第1項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。
- 5 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第1項の規定の適用があることとなったときは、知事は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。
- 6 知事は、前項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

(削除)

- 7 第2項の申告又は第5項の申請をする者は、規則で定める申告書又は申請書を知事に提出しなければならない。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等)

第71条の3 自動車販売業者から自動車の取得をした者（以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。）が、当該自動車の性能が良好でないこと又は当該自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。

- 2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付する。
- 3 前項の申請をする者は、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 前条第6項の規定は、第2項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。

(環境性能割の減免)

第71条の4 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車で、必要があると認めるもの（第2号に該当する自動車の場合にあつては、身体に障害を有し歩行が困難な者その他の規則で定める者（以下「障害者」という。）又は障害者のために当該障害者と生計を一にする者その他知事が別に定める者が運転する当該障害者又は当該障害者と生計を一

(削除)

にする者が取得した法第442条第5号に規定する軽自動車（以下この項において「軽自動車」という。）のうち三輪以上のものについて、法第461条に規定する条例の定めるところにより軽自動車税の環境性能割の減免を受けたときを除く。）に対しては、当該自動車に対する環境性能割の納税義務者の申請により、環境性能割を減免する。

- (1) 震災、風水害、火災その他の災害（以下この節において「災害」という。）により滅失し、又は損壊した自動車又は軽自動車のうち三輪以上のもの（以下この号において「被災自動車等」という。）について、当該被災自動車等の所有者（第62条第1項又は法第444条第1項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）が、被災した日から6月以内に取得した当該被災自動車等に代わるものと知事が認める自動車
- (2) 障害者又は障害者と生計を一にする者が取得した自家用の自動車で、当該障害者が自ら運転するもの又は当該障害者のために当該障害者と生計を一にする者その他知事において必要と認める者が運転するもの（1人の障害者につき1台に限る。）
- (3) 構造上障害者の利用に専ら供する自動車（前号に掲げるものを除く。）
- (4) 医療法第31条に規定する公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情により知事が必要と認める自動車

2 前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、第68条

第1項の納期限から30日以内に、減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が提出を要しないと認める場合は、この限りでない。

3 第1項第2号に該当する自動車に対して課する環境性能割の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、規則で定める書類（電磁的記録を含む。）を提示しなければならない。

（環境性能割の減額）

第71条の5 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車で、必要があると認めるものに対しては、当該自動車に対する環境性能割の納税義務者の申請により、環境性能割を減額する。この場合において、減額する額は、当該自動車の通常の取得価額のうち障害者の利用に供するための構造変更又は障害者が運転するための構造変更に要した金額に当該自動車に対して課する環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

- (1) 構造上障害者の利用に供する自動車
- (2) 専ら障害者が運転するための構造変更がなされた自動車で営業用のもの（前号に掲げるものを除く。）

2 前条第2項の規定は、前項各号のいずれかに該当する自動車に対する環境性能割の減額を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第2項中「減免」とあるのは、「減額」と読み替えるものとする。

（環境性能割に係る更正、決定等に関する通知）

第71条の6 法第20条の9の3第4項の規定による更正をすべき理由が

（削除）

（削除）

(削除)

(削除)

ない旨の通知、法第168条第4項の規定による環境性能割に係る更正又は決定の通知、法第171条第7項の規定による環境性能割に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第172条第5項の規定による環境性能割に係る重加算金額の決定の通知は、それぞれ規則で定める通知書によつてする。

(環境性能割の不足税額及びその延滞金の徴収)

第71条の7 県税事務局長は、法第168条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。）があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合において、県税事務局長は、法第169条第2項の規定により、前項の不足税額に同条第2項に規定する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 知事は、納税者が法第168条第1項から第3項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(納税証紙印の押印等)

第71条の8 環境性能割に係る納税証紙印の押印は、知事の指定する者が行うものとする。

2 この節に定めるもののほか、環境性能割に係る納税証紙印の押印等に関し必要な事項は、規則で定める。

(自動車税の税率)

第64条 次の各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）

ア 営業用

(ア) 総排気量（ロータリー・エンジンを搭載している自動車にあつては、単室容積にローター数及び1.5を乗じて得た数値を総排気量とする。以下この条及び付則第18条の2第1項において同じ。）が1リットル以下のもの及び電気自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車をいう。以下この項及び次項並びに付則第18条の2第1項及び第2項において同じ。） 年額 7,500円

(イ) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 8,500円

(ウ) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 9,500円

(エ) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 13,800円

(オ) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 15,700円

(カ) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 17,900円

(種別割)の税率)

第71条の9 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）

ア 営業用

(ア) 総排気量（ロータリー・エンジンを搭載している自動車にあつては、単室容積にローター数及び1.5を乗じて得た数値を総排気量とする。以下この条及び付則第18条の2第1項において同じ。）が1リットル以下のもの及び電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下この項及び次項並びに付則第18条の2第1項及び第2項において同じ。） 年額 7,500円

(イ) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 8,500円

(ウ) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 9,500円

(エ) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 13,800円

(オ) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 15,700円

(カ) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 17,900円

(キ) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 20,500円

(ク) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 23,600円

(ケ) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 27,200円

(コ) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 40,700円

イ 自家用

(ア) 総排気量が1リットル以下のもの及び電気自動車 年額 25,000円

(イ) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 30,500円

(ウ) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 36,000円

(エ) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 43,500円

(オ) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 50,000円

(カ) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 57,000円

(キ) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年

(キ) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額 20,500円

(ク) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 23,600円

(ケ) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 27,200円

(コ) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 40,700円

イ 自家用

(ア) 総排気量が1リットル以下のもの及び電気自動車 年額 25,000円

(イ) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額 30,500円

(ウ) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額 36,000円

(エ) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額 43,500円

(オ) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額 50,000円

(カ) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額 57,000円

(キ) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年

額 65,500円

(ク) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 75,500円

(ケ) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 87,000円

(コ) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 110,000円

(2)～(5) (略)

2 前項第2号に掲げる自動車(同項第5号ウ(イ) bに掲げる自動車を含む。)のうち最大乗車定員が4人以上であるものに対して課する自動車税の税率は、同項(第2号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、同項第2号に定める額(同項第5号ウ(イ) bに掲げる自動車の場合にあつては、同号ウ(イ) bに定める額)に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

(1)・(2) (略)

3 学校教育法第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に供するバスに対して課する自動車税の税率は、第1項第3号イに規定する税率にかかわらず、同号ア(ア)に規定する税率とする。

4 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関す

額 65,500円

(ク) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額 75,500円

(ケ) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額 87,000円

(コ) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 110,000円

(2)～(5) (略)

2 前項第2号に掲げる自動車(同項第5号ウ(イ) bに掲げる自動車を含む。)のうち最大乗車定員が4人以上であるものに対して課する種別割の税率は、同項\_\_\_\_\_の規定にかかわらず、同項第2号に定める額(同項第5号ウ(イ) bに掲げる自動車の場合にあつては、同号ウ(イ) bに定める額)に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

(1)・(2) (略)

3 学校教育法第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に供するバスに対して課する種別割の税率は、第1項第3号イに規定する税率にかかわらず、同号ア(ア)に規定する税率とする。

4 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関す

る協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に規定する契約者又は同条第6項に規定する軍人用販売機関等が所有する自動車に対して課する自動車税の税率は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(自動車税の賦課期日)

第65条 自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

(自動車税の納期)

第66条 自動車税の納期は、5月10日から同月31日までとする。

2 (略)

3 前条に規定する自動車税の賦課期日（次条及び第68条第2項において「賦課期日」という。）後に納税義務が発生した自動車税で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、知事が定める。

(自動車税の納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第67条 賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から、月割をもつて、自動車税を課する。

2 賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで、月割をもつて、自動車税を課する。

3 賦課期日後に用途その他の自動車の諸元の変更により適用すべき自

る協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に規定する契約者又は同条第6項に規定する軍人用販売機関等が所有する自動車に対して課する種別割の税率は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) (略)

(種別割の賦課期日)

第71条の10 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

(種別割の納期)

第71条の11 種別割の納期は、5月10日から同月31日までとする。

2 (略)

3 前条に規定する種別割の賦課期日（次条及び第71条の13第2項において「賦課期日」という。）後に納税義務が発生した種別割で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、知事が定める。

(種別割の納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第71条の12 賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から、月割をもつて、種別割を課する。

2 賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで、月割をもつて、種別割を課する。

3 賦課期日後に用途その他の自動車の諸元の変更により適用すべき種

別割の税率に異動があつた場合には、当該自動車に対して課する自動車税の納税義務者には、当該年度については、異動前の適用すべき自動車税の税率により、自動車税を課する。

4 賦課期日後にその主たる定置場が県内から他の都道府県に変更され、若しくは他の都道府県から県内に変更された場合又は自動車の所有者の変更があつた場合には、当該年度の末日に当該変更があつたものとみなして、第1項及び第2項の規定を適用する。ただし、自動車の所有者の変更があつた場合において、変更前の所有者又は変更後の所有者のいずれかが、法令に基づき当該自動車に対して自動車税を課されないときは、この限りでない。

(自動車税の徴収の方法)

第68条 自動車税の徴収については普通徴収の方法によるものとし、その納税通知書の様式は、規則で定める。

2 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録（次項、次条及び第70条第1項において「新規登録」という。）の申請があつた自動車について前条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によるものとする。

3 自動車税の納税者は、前項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によつて納付する場合には、第70条の規定により新規登録の際提出すべき申告書に、茨城県証紙代金収納計器により当該自動車税額に

別割の税率に異動があつた場合には、当該自動車に対して課する種別割の納税義務者には、当該年度については、異動前の適用すべき種別割の税率により、種別割を課する。

4 賦課期日後にその主たる定置場が県内から他の都道府県に変更され、若しくは他の都道府県から県内に変更された場合又は自動車の所有者の変更があつた場合には、当該年度の末日に当該変更があつたものとみなして、第1項及び第2項の規定を適用する。ただし、自動車の所有者の変更があつた場合において、変更前の所有者又は変更後の所有者のいずれかが、法令に基づき当該自動車に対して種別割を課されないときは、この限りでない。

(種別割の徴収の方法)

第71条の13 種別割の徴収については普通徴収の方法によるものとし、その納税通知書の様式は、規則で定める。

2 新規登録

の申請があつた自動車について前条第1項の規定により課する種別割の徴収については、賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によるものとする。

3 種別割の納税者は、前項の規定により種別割を証紙徴収の方法によつて納付する場合には、第71条の15の規定により新規登録の際提出すべき申告書に、収納計器により当該種別割額に

相当する金額の納税証紙印の押印を受けることによつて当該自動車税額を納付しなければならない。

- 4 前項の申告書の提出がなかつたことにより、証紙徴収をすることができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法によるものとする。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第69条 自動車税の納税者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年茨城県条例第9号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、法第761条に規定する地方税共同機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する自動車税を法第159条に規定する総務省令で定める方法により徴収するものとする。

(自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第70条 自動車税の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで(新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変

相当する金額の納税証紙印の押印を受けることによつて当該種別割額を納付しなければならない。

- 4 前項の申告書の提出がなかつたことにより、証紙徴収をすることができない場合には、当該種別割の徴収については、普通徴収の方法によるものとする。

(種別割の徴収の方法の特例)

第71条の14 種別割の納税者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、法第761条に規定する地方税共同機構を経由して、次条第1項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を施行規則第9条の16に規定する方法により徴収するものとする。

(種別割の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第71条の15 種別割の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実が発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで(新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変

更登録又は同法第13条第1項に規定する移転登録の申請をするときは、その申請をした際に法第160条第1項の規定による申告書を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第61条の使用となつたとき又は使用者でなくなつたとき。

(4) (略)

- 2 前項の規定により申告書を提出した者は、その申告した事項に異動(自動車税の納税義務が消滅する異動を除く。)を生じたときは、知事に申告しなければならない。

3 (略)

(自動車税に係る不申告等に関する過料)

第71条 自動車税の納税義務者又は第62条第1項に規定する自動車の売主が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(自動車税の第二次納税義務に係る納付義務の免除の申告)

第71条の2 (略)

(納税証紙印の押印等)

第71条の3 納税証紙印の押印は、知事の指定する者が行うものとする。

更登録又は移転登録の申請をするときは、その申請をした際に法第177条の13第1項の規定による申告書を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第61条第1項の使用となつたとき又は使用者でなくなつたとき。

(4) (略)

- 2 前項の規定により申告書を提出した者は、その申告した事項に異動(種別割の納税義務が消滅する異動を除く。)を生じたときは、知事に申告しなければならない。

3 (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第71条の16 種別割の納税義務者又は第62条第1項に規定する自動車の売主が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(種別割の第二次納税義務に係る納付義務の免除の申告)

第71条の17 (略)

(納税証紙印の押印等)

第71条の18 第71条の8の規定は、種別割に係る納税証紙印の押印等に

2 この節に定めるもののほか、納税証紙印の押印等に関し必要な事項は、規則で定める。

(自動車税の減免)

第71条の4 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車で、必要があると認めるもの(第3号に該当する自動車の場合にあつては、身体に障害を有し歩行が困難な者その他の規則で定める者(以下「障害者」という。))又は障害者と生計を一にする者が所有する法第442条第1号に規定する軽自動車等で、当該障害者が自ら運転するもの又は当該障害者のために当該障害者と生計を一にする者その他知事が別に定める者が運転するものについて、法第456条に規定する条例の定めるところにより軽自動車税の減免を受けたときを除く。)に対しては、当該自動車に対する自動車税の納税義務者の申請により、自動車税(第1号に該当する自動車の場合にあつては、震災、風水害、火災その他の災害(以下この条において「災害」という。))を受けた日の属する年度分の自動車税に限る。)を減免する。

(1)～(6) (略)

2 前項の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、同項第1号に該当する自動車に係る減免の場合にあつては災害を受けた日の属する月の末日から2月以内に、同項第2号から第6号までに該当する自動車(同項第2号から第4号まで又は第6号に該当する自動車であつて証紙徴収の方法により納付する自動車税に係るものを除く。)に

ついて準用する。

(種別割の減免)

第71条の19 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車で、必要があると認めるもの(第3号に該当する自動車の場合にあつては、障害者又は  
障害者と生計を一にする者が所有する法第442条第3号に規定する軽自動車等で、当該障害者が自ら運転するもの又は当該障害者のために当該障害者と生計を一にする者その他知事が別に定める者が運転するものについて、法第463条の23に規定する条例の定めるところにより軽自動車税の種別割の減免を受けたときを除く。)に対しては、当該自動車に対する種別割の納税義務者の申請により、種別割(第1号に該当する自動車の場合にあつては、災害  
を受けた日の属する年度分の種別割に限る。)を減免する。

(1)～(6) (略)

2 前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、同項第1号に該当する自動車に係る減免の場合にあつては災害を受けた日の属する月の末日から2月以内に、同項第2号から第6号までに該当する自動車(同項第2号から第4号まで又は第6号に該当する自動車であつて証紙徴収の方法により納付する種別割に係るものを除く。)に

係る減免の場合にあつては納期限までに、同項第2号から第4号まで又は第6号に該当する自動車であつて証紙徴収の方法により納付する自動車税に係るものに係る減免の場合にあつては新規登録の申請の日から30日以内に、減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が提出を要しないと認める場合は、この限りでない。

3 第1項第3号に該当する自動車に対して課する自動車税の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、規則で定める書類(電磁的記録を含む。)を提示しなければならない。

(自動車税に係る証明書の交付)

第71条の5 知事は、自動車の所有者が、道路運送車両法第97条の2第1項の規定により自動車税を滞納していないこと又は自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する書面の交付を申請した場合において、当該申請に係る事項に相違ないことを認めるときは、規則で定める証明書を交付する。

付 則

(削除)

係る減免の場合にあつては納期限までに、同項第2号から第4号まで又は第6号に該当する自動車であつて証紙徴収の方法により納付する種別割に係るものに係る減免の場合にあつては新規登録の申請の日から30日以内に、減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が提出を要しないと認める場合は、この限りでない。

3 第71条の4第3項の規定は、第1項第3号に該当する自動車に対して課する種別割の減免を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項第2号」とあるのは「第1項第3号」と、「環境性能割」とあるのは「種別割」と読み替えるものとする。

(種別割に係る証明書の交付)

第71条の20 知事は、自動車の所有者が、道路運送車両法第97条の2第1項の規定により種別割を滞納していないこと又は種別割を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する書面の交付を申請した場合において、当該申請に係る事項に相違ないことを認めるときは、規則で定める証明書を交付する。

付 則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第

1項に規定する居住年（次条及び付則第26条の4において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）において、法附則第5条の4第1項第1号に掲げる金額と同項第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から同項第3号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第25条及び第25条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の規定の適用がある場合における第26条の2の規定の適用については、同条中「第25条から前条まで」とあるのは、「第25条から前条まで及び付則第7条の4第1項」とする。

3 第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、法附則第5条の4第3項に規定する総務省令で定めるところにより、第1項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、法附則第5条の4第8項の市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の1月1日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合に限り、適用する。

4 県民税の所得割の納税義務者が第30条の2第1項の確定申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、前項の申告書を、税務署長を経由して同項に規定する市町村長に提出することができる。

（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の4 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条及び付則第26条の4第3項において「居住年」という。）が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には

、法附則第5条の4第1項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第25条及び第25条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から48万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）を加算した額）の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場

5 前項の場合において、第3項の申告書がその提出の際經由することができる税務署長に受理されたときは、当該申告書は、その受理された時に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

第7条の4の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は

平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第25条及び第25条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額

の100分の2に相当する金額（当該金額が39,000円を超える場

合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を  
超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第26条の2の規定の適用につ  
いては、同条中「第25条から前条まで」とあるのは、「第25条から前  
条まで及び付則第7条の4第1項 \_\_\_\_\_」とする。

3 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の県民税に限り、  
所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号  
に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、  
その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛(次項にお  
いて「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛  
の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)において、第30条の  
規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送  
達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第30条  
の2第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛  
の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事  
項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについて  
やむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項にお  
いて同じ。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令  
附則第5条第1項に定める額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務

合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を  
超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第26条の2の規定の適用につ  
いては、同条中「第25条から前条まで」とあるのは、「第25条から前  
条まで及び付則第7条の4の2第1項 \_\_\_\_\_」とする。

3 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の県民税に限り、  
所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号  
に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、  
その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛(次項にお  
いて「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛  
の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)において、第30条の  
規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送  
達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第30条  
の2第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛  
の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事  
項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについて  
やむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項にお  
いて同じ。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令  
附則第5条第1項に定める額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務

者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法に  
より当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛の  
うちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当す  
る肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免  
税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛が全て免税対  
象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第30条の  
規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号  
に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者  
の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第23条から第26条  
まで、付則第7条第1項、付則第7条の4第1項 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_及び付則第7条の5第1項の規定にかかわらず、法附則第6  
条第2項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

(個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第9条の2 (略)

2 前項の申告特例控除額は、第25条の3第2項に規定する特例控除額  
に、次の表の左欄に掲げる第25条第2項に規定する課税総所得金額か  
ら第25条の2第1号アに掲げる金額と前年分の所得税に係る所得税法  
第86条第2項に規定する基礎控除の額(租税特別措置法第41条の16の  
2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)から48万円  
を控除して得た額(当該控除して得た額が零を下回る場合には、零と  
する。)との合計額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右  
欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法に  
より当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛の  
うちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当す  
る肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免  
税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛が全て免税対  
象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第30条の  
規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号  
に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者  
の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第23条から第26条  
まで、付則第7条第1項、付則第7条の4第1項、付則第7条の4の  
2第1項及び付則第7条の5第1項の規定にかかわらず、法附則第6  
条第2項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

(個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第9条の2 (略)

2 前項の申告特例控除額は、第25条の3第2項に規定する特例控除額  
に、次の表の左欄に掲げる第25条第2項に規定する課税総所得金額か  
ら第25条の2第1号アに掲げる金額 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の右  
欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

(略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第12条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。次項及び付則第26条の3において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。次項及び付則第26条の3において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第1項に規定するところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得に係る同条の規定の適用については、法附則第34条の2第1項に規定するところによる。

2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条に定める日までの期間)内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であ

(略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第12条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。次項及び付則第26条の3において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。次項及び付則第26条の3において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第1項に規定するところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得に係る同条の規定の適用については、法附則第34条の2第1項に規定するところによる。

2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条に定める日までの期間)内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であ

ると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項及び第3項に規定するところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得に係る同条の規定の適用については、法附則第34条の2第2項、第3項及び第7項から第12項までに規定するところによる。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第17条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第41条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和13年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第41条の10第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第41条の11第1項の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和13年3月31日までの間に行われたときに限り、第41条の10第1項第1号中「2年」とあるのは、「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年)」と、第41条の11第1項中「2年」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年)」とする。

ると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項及び第3項に規定するところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得に係る同条の規定の適用については、法附則第34条の2第2項、第3項及び第7項から第12項までに規定するところによる。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第17条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第41条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第41条の10第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第41条の11第1項の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、第41条の10第1項第1号中「2年」とあるのは、「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年)」と、第41条の11第1項中「2年」とあるのは「3年(当該取得の日から3年以内に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年)」とする。

(削除)

(軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例)

第17条の8 前条第1項第3号に掲げる軽油の引取りを行つた特例対象事業者が、令和9年3月31日までに、当該引取りに係る軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合(鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンク内において製造を行う場合に限る。以下この項において同じ。)は、第60条の24第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。この項の規定の適用を受けて製造を行つた炭化

(軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例)

第17条の7の2 (略)

2 特例対象事業者は、前項の規定の適用を受けようとするときは、同項の製造を行う場所及び期間その他の法附則第12条の2の7の2第3項に規定する総務省令で定める事項を、知事に届け出なければならない。

3 (略)

4 第2項の規定による届出をした特例対象事業者は、帳簿を備え、第1項の製造に関する事項その他の法附則第12条の2の7の2第5項に規定する総務省令で定める事項をこれに記載しなければならない。

5 (略)

6 第2項の規定による届出をした特例対象事業者に係る前条第2項において準用する第60条の18第1項の規定の適用については、同項中「法第144条の27第1項」とあるのは、「法附則第12条の2の7の2第7項の規定により読み替えられた法第144条の27第1項」とする。

(軽油引取税の税率の特例)

第17条の8 軽油引取税の税率は、第60条の8の規定にかかわらず、当分の間、1キロリットルにつき、32,100円とする。

水素油が軽油である場合において、当該適用を受けた特例対象事業者が、同日までに、当該軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合も、同様とする。

2 特例対象事業者は、前項の規定の適用を受けようとするときは、同項の製造を行う場所及び期間その他の法附則第12条の2の8第3項に規定する総務省令で定める事項を、知事に届け出なければならない。

3 特例対象事業者は、前項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を同項の規定に準じて知事に届け出なければならない。

4 第2項の規定による届出をした特例対象事業者は、帳簿を備え、第1項の製造に関する事項その他の法附則第12条の2の8第5項に規定する総務省令で定める事項をこれに記載しなければならない。

5 知事は、第2項又は第3項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を第1項の製造を行う場所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

6 第2項の規定による届出をした特例対象事業者に係る前条第2項において準用する第60条の18第1項の規定の適用については、同項中「法第144条の27第1項」とあるのは、「法附則第12条の2の8第7項の規定により読み替えられた法第144条の27第1項」とする。

(削除)

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第17条の9 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第60

(削除)

(削除)

条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第60条の2第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第60条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第60条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第60条の2第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第60条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第17条の10 営業用の自動車(第61条第1項に規定する自動車をいう。以下同じ。)に対する第65条第1項から第3項までの規定の適用については、当分の間、同条第1項中「100分の1」とあるのは「100分の0.5」と、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第17条の11 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が道路運送法第

5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、法附則第12条の2の13第1項各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則附則第4条の11第1項に規定するものに限る。)で最初の第62条第3項に規定する新規登録(以下この条から付則第18条の2までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)から1,000万円を控除して得た額」とする。

2 路線バス等のうち、法附則第12条の2の13第2項各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則附則第4条の11第3項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)から650万円(乗車定員30人以上の付則第17条の11第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とする自動車で施

行規則附則第4条の11第4項に規定するものに限る。)にあつては800万円とし、乗車定員30人未満の付則第17条の11第2項に規定する路線バス等にあつては200万円とする。)を控除して得た額」とする。

3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、法附則第12条の2の13第3項各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第1号に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則附則第4条の11第6項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から100万円を控除して得た額」とする。

4 乗用車(施行規則附則第4条の11第11項に規定するものに限る。)、バス(同条第12項に規定するものに限る。)又は車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。)が3.5トンを超えるトラック(施行規則附則第4条の11第9項に規定する被けん引自動車を除く。)であつて、同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに適合するものうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるも

の(施行規則附則第4条の11第10項に規定するものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)から175万円を控除して得た額」とする。

5 前各項の規定は、第68条第1項又は第69条第1項若しくは第2項の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の11第13項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。  
(県税事務局長に対する軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務の委任)

第17条の12 知事は、法附則第29条の10第1項の規定により、当分の間、知事が行うものとされた軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務を、当該環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場の所在地に係る自動車税の環境性能割に係る徴収金の賦課徴収に関する事項を管轄する県税事務局長に委任する。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第18条 法附則第12条の3第1項に規定する自動車に対する同項各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第71条の9の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(削除)

(自動車税の税率の特例)

第18条 法附則第12条の3第1項に規定する自動車に対する同項各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第64条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車に対する第64条の9の規定の適用については、当該自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第64条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(削除)

2 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車に対する第71条の9の規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第71条の9第1項第1号ア及び第4号アの規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円

第18条の2 令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車若しくは特種用途自動車(第64条第1項第5号イ及びウ(ア)に規定するもので、自家用のものに限る。以下この項において同じ。)であつて地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の法(以下この項において「平成28年改正前の法」という。)第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の法に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は特種用途自動車であつて、平成28年改正前の法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。)又は同日までに法の施行地外において道路運送車両法第2条第5項に規定する運行に相当するものとして施行規則附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用の乗用車若しくは特種用途自動車であつて令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の税率は、第64条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車又は特種用途自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第4号ア	4,500円	2,500円

第18条の2 令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車若しくは特種用途自動車(第71条の9第1項第5号イ及びウ(ア)に規定するもので、自家用のものに限る。以下この項において同じ。)であつて地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の法(以下この項において「平成28年改正前の法」という。)第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の法に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は特種用途自動車であつて、平成28年改正前の法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。)又は同日までに法の施行地外において第61条第2項に規定する運行に相当するものとして施行規則附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用の乗用車若しくは特種用途自動車であつて令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第71条の9第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車又は特種用途自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車、法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自動車、同項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車を除く。）のうち、同項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税\_\_\_\_\_に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(狩猟税の税率の特例)

第24条の2 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第127条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以

(1)・(2) (略)

2 前項の規定の適用を受ける自動車（電気自動車、法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車を除く。）のうち、法附則第12条の3第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(狩猟税の税率の特例)

第24条の2 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第127条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以

下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第10項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 (略)

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

第26条の2 (略)

2 (略)

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第11条の6第4項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、付則第12条中「法附則第34条の」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えられた法附則第34条の」と、「法附則第34条第1項」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えられた法附則第34条第1項」と、付則第12条の2第2

下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 (略)

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

第26条の2 (略)

2 (略)

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第11条の6第4項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、付則第7条の4第1項中「同項第2号」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えられた法附則第5条の4第1項第2号」と、付則第12条中「法附則第34条の」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えられた法附則第34条の」と、「法附則第34条第1項」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えられた法附則第34条第1項」と、付則第12条の2第2

\_\_\_\_\_、付則第12条中「法附則第34条の」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えられた法附則第34条の」と、「法附則第34条第1項」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えられた法附則第34条第1項」と、付則第12条の2第2

項中「法附則第34条の2第2項、第3項及び第7項から第12項まで」とあるのは「法附則第34条の2第2項及び第7項から第12項まで並びに法附則第44条の2第3項の規定により読み替えられた法附則第34条の2第3項」と、付則第14条中「法附則第35条」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えられた法附則第35条」として\_\_\_\_\_、付則第12条、付則第12条の2又は付則第14条の規定を適用する。

- 4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみな

項中「法附則第34条の2第2項、第3項及び第7項から第12項まで」とあるのは「法附則第34条の2第2項及び第7項から第12項まで並びに法附則第44条の2第3項の規定により読み替えられた法附則第34条の2第3項」と、付則第14条中「法附則第35条」とあるのは「法附則第44条の2第3項の規定により読み替えられた法附則第35条」として、付則第7条の4、付則第12条、付則第12条の2又は付則第14条の規定を適用する。

- 4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみな

して、前項の規定により読み替えられた\_\_\_\_\_付則第12条、付則第12条の2又は付則第14条の規定を適用する。

5 (略)

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第26条の4 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の4 \_\_\_\_\_の規定の適用については \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_, 同条第1項 \_\_\_\_\_中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第1項第1号 \_\_\_\_\_」とあるのは「法附則第45条第1項

して、前項の規定により読み替えられた付則第7条の4、付則第12条、付則第12条の2又は付則第14条の規定を適用する。

5 (略)

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第26条の4 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の4及び付則第7条の4の2の規定の適用については、付則第7条の4

第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第1項第1号」とあるのは「法附則第45条第1項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項第1号」と、「同項第3号」とあるのは「法附則第45条第1項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項第3号」と、付則第7条の4の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 \_\_\_\_\_第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第1項第1号」とあるのは「法附則第45条第1項

の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項第1号」と、「同項第2号」とあるのは「法附則第45条第1項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項第2号」とする。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項までの規定の適用を受けた場合における付則第7条の4 \_\_\_\_\_ の規定の適用については \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_, 付則第7条の4第1項 中「法附則第5条の4第1項第1号」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えられた法附則第5条の4第1項第1号」とし、付則第7条の4第3項 \_\_\_\_\_ の規定は、適用しない。

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から令和3年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される付則第7条の4第1項 \_\_\_\_\_ 中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第1項第1号」と、「同項第2号」とあるのは「法附則第45条第1項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第1項第2号」とする。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項までの規定の適用を受けた場合における付則第7条の4及び付則第7条の4の2の規定の適用については、付則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項第1号」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えられた法附則第5条の4第1項第1号」と、付則第7条の4の2第1項中「法附則第5条の4の2第1項第1号」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えられた法附則第5条の4の2第1項第1号」とし、付則第7条の4の2第3項の規定は、適用しない。

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から令和3年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等（居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される付則第7条の4の2第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第31条 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。以下この項において「被災家屋」という。）の所有者その他の施行令附則第31条第1項で定める者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

2 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地（福島県の区域内にあるものに限る。以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の施行令附則第31条第2項で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

（削除）

第31条 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下この項及び次項 \_\_\_\_\_ において「被災家屋」という。）の所有者その他の施行令附則第31条第1項で定める者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日まで \_\_\_\_\_ に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

2 被災家屋 \_\_\_\_\_ の敷地の用に供されていた土地（ \_\_\_\_\_ 以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の施行令附則第31条第2項で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和8年3月31日まで \_\_\_\_\_ に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地（農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。以下この項及び第6項において同じ。）であると農業委員

3 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下単に「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長又は都道府県知事に対して行った法附則第55条第1項第1号に掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が法附則第51条第3項の規定により指定して公示した区域（以下この条において「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所在していた家屋（以下この項において「対

象区域内家屋」という。）の同日における所有者その他の施行令附則第31条第3項に規定する者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

4 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下単に「原子力発電所の事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項又は第5項の規定により原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長又は都道府県知事に対して行った法附則第55条第1項第1号に掲げる指示の対象区域（原子力発電所の事故に関して同法第20条第3項又は第5項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が法附則第51条第4項の規定により指定して公示した区域（以下この条において「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所在していた家屋（以下この項において「対

象区域内家屋」という。）の同日における所有者その他の施行令附則第31条第3項に規定する者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

4 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における所有者その他の施行令附則第31条第4項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

5 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた農用地（農業経営基盤強化促進法第4条第1項

象区域内家屋」という。）の同日における所有者その他の施行令附則第31条第4項に規定する者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

5 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における所有者その他の施行令附則第31条第5項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

6 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた農用地（

第1号に規定する農用地をいう。以下この項において「対象区域内農用地」という。)の同日における所有者(農業を営む者に限る。)その他の施行令附則第31条第5項に規定する者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

第32条及び第33条 削除

(削除)

以下この項において「対象区域内農用地」という。)の同日における所有者(農業を営む者に限る。)その他の施行令附則第31条第6項に規定する者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

第32条 削除

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)

第33条 付則第17条の9の規定は、震災特例法第44条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

(東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等に対する自動車税の環境性能割の免除)

第33条の2 県は、法附則第53条の2第2項第1号に規定する自動車等持出困難区域(以下この項及び次条第5項において「自動車等持出困難区域」という。)内の法附則第53条の2第2項に規定する自動車等(以下この項及び次条第5項において「対象区域内自動車等」という。)の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者(第62条第1項又は法第444条第1項に規定する場合には、これ

らの規定に規定する買主)その他の施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車等以外の自動車(以下この項及び次条第1項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が法附則第53条の2第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等(以下この項及び次条第5項において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 県は、自動車税の環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第32条第4項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

3 知事は、前項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当するものとする。

4 第2項の規定による申請をする者は、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

(東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等に対する自動車税の種別割の免除)

第34条 県は、施行令附則第32条第4項に規定する者が、前条第1項の

(東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の自動車に対する自動車税の特例)

第34条 自動車等持出困難区域(法附則第54条第1項に規定する自動車

等持出困難区域をいう。以下この条において同じ。)内の自動車が、同項各号に掲げる自動車と同項で規定する政令で定めるものに該当することとなった場合には、当該自動車は、第61条第1項の規定の適用については、当該自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の自動車でなかつたものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第37条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合

規定の適用を受けることとなつた場合には、法附則第54条第1項各号に掲げる期間に取得された他の自動車に対する当該各号に定める年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 県は、自動車税の種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の種別割について前項の規定の適用があることとなつたときは、施行令附則第32条第4項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

3 知事は、前項の規定により自動車税の種別割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当するものとする。

4 第2項の規定による申請をする者は、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

5 対象区域内自動車等(第61条第1項に規定する自動車であるものに限る。以下この項において同じ。)が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車等は、第61条第1項の規定の適用については、当該対象区域内自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項に規定する自動車でなかつたものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第37条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合

における付則第7条の4第3項及び付則第26条の4第3項の規定の適用については、これらの規定中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。

における付則第7条の4の2第3項及び付則第26条の4第3項の規定の適用については、これらの規定中「令和3年」とあるのは、「令和4年」とする。

茨城県県税条例等の一部を改正する条例（令和元年茨城県条例第3号）新旧対照表〔第2条関係〕

改正案	現行
<p>付 則 第6条（略） 2（略） <u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>付 則 第6条（略） 2（略） 3 <u>平成24年4月1日から令和元年9月30日までの間に総務大臣が地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項及び次項において「28年旧法」という。）附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（次項において「旧自動車持出困難区域」という。）のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）の施行の日以後最初に28年旧法附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した区域（次項において「初回指定旧自動車持出困難区域」という。）については、平成23年3月11日を地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の地方税法（次項において「元年10月新法」という。）附則第53条の2第2項第1号の規定による同号に規定する自動車等持出困難区域（次項において「自動車等持出困難区域」という。）を指定する旨の公示があった日とみなして、新条例付則第33条の2第1項並びに第34条第1項及び第5項の規定を適用する。</u> 4 <u>旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の</u></p>

	<p><u>区域については、当該区域に係る28年旧法附則第52条第2項第1号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日を元年10月新法附則第53条の2第2項第1号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、新条例付則第33条の2第1項並びに第34条第1項及び第5項の規定を適用する。</u></p>
--	--

茨城県県税条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第57号）新旧対照表〔第3条関係〕

改正案	現行
<p>付 則 （県民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における付則第1条第6号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例第25条の3第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号。以下この項において「令和6年所得税法等改正法」という。）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」と、同号イ中「寄附金」とあるのは「寄附金（令和6年所得税法等改正法附則第3条第1項に規定する特定公益信託のうち、茨城県県税条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第57号）第1条の規定による改正前の茨城県県税条例第25条の3第1項第3号イに規定する金銭を含む。）」とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>付 則 （県民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における付則第1条第6号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例第25条の3第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号_____）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」_____とする。</p> <p>2 （略）</p>

茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）新旧対照表〔付則第7条関係〕

改正案	現行
<p>（県税事務所）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、自動車税_____（茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）第68条第2項_____に規定する証紙徴収に係るものに限る。）_____に係る県税事務所の管轄区域は、次のとおりとする。</p>	<p>（県税事務所）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、自動車税の種別割（茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）第71条の13第2項に規定する証紙徴収に係るものに限る。）及び環境性能割に係る県税事務所の管轄区域は、次のとおりとする。</p>

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）新旧対照表〔付則第8条関係〕

改正案			現行		
別表第1（第2条第1項関係）			別表第1（第2条第1項関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
(略)			(略)		
1の2 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく証明書（茨城県県税条例第71条の5又は第79条の2に規定する証明書を除く。）の交付	納税証明書交付手数料	1枚（徴収金の税目ごとに1枚として計算し、2以上の年度に係る徴収金に関する証明書であるときは、証明を受けようとする事項が未納の税額のみに係る場合を除き、その年度の数に相当する枚数の証明書であるものとして計算する。）につき400円	1の2 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく証明書（茨城県県税条例第71条の20又は第79条の2に規定する証明書を除く。）の交付	納税証明書交付手数料	1枚（徴収金の税目ごとに1枚として計算し、2以上の年度に係る徴収金に関する証明書であるときは、証明を受けようとする事項が未納の税額のみに係る場合を除き、その年度の数に相当する枚数の証明書であるものとして計算する。）につき400円
(略)			(略)		

令和 8 年第 2 回定例会  
総務企画委員会説明資料  
(報告関係)

- 1 弾力条項の適用について（競輪事業特別会計）・・・・・・・・・・ 2
- 2 指定管理者の指定方針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 県分のふるさと納税の寄附受入実績・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 令和 7 年度 核燃料等取扱税の活用状況について・・・・・・・・・・ 5
- 5 神栖市長選挙審査申し立てに係る対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

令和 8 年 6 月 1 0 日

総 務 部

総務企画委員会説明資料

総務部 総務課

項 目	弾力条項の適用について（茨城県競輪事業特別会計）																																													
1.	<p><b>報告内容</b></p> <p>令和7年度茨城県競輪事業特別会計において、業務量の増加に対処するため、令和8年3月26日付で地方自治法第218条第4項の弾力条項※を適用し、歳出歳入をそれぞれ、1,294,161千円増額したことを報告するもの。</p> <p>※弾力条項</p> <p>特別会計のうち、事業の経費を主として当該事業の収入をもって充てるものについて、業務量の増加により経費に不足が生じたときに、当該業務量の増加に伴う収入を当該経費に使用すること。専決処分例により措置し、次の議会において報告することとされている。</p>																																													
2.	<p><b>業務量が増加することとなった理由</b></p> <p>令和7年度最終補正予算要求に当たって、令和7年4月から12月までの車券売上実績をもとに、令和8年1月から3月までの売上額を見込んでいたが、民間ポータルサイト（インターネット投票）を利用した売上が見込みよりも大きく増加したことにより、払戻金等に不足が生じた。</p>																																													
3.	<p><b>弾力条項適用額</b></p> <p>歳入歳出をそれぞれ1,294,161千円増額し、31,628,678千円とした。</p> <p>○ 歳入（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">款</th> <th style="width: 15%;">項</th> <th style="width: 20%;">適用前の額①</th> <th style="width: 20%;">適用額②</th> <th style="width: 30%;">計（①+②）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">競輪 事業収入</td> <td></td> <td style="text-align: right;">30,334,517</td> <td style="text-align: right;">1,294,161</td> <td style="text-align: right;">31,628,678</td> </tr> <tr> <td>競輪事業収入</td> <td style="text-align: right;">29,539,786</td> <td style="text-align: right;">1,294,161</td> <td style="text-align: right;">30,833,947</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">歳入合計</td> <td style="text-align: right;"><b>30,334,517</b></td> <td style="text-align: right;"><b>1,294,161</b></td> <td style="text-align: right;"><b>31,628,678</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 歳出（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">款</th> <th style="width: 15%;">項</th> <th style="width: 20%;">適用前の額①</th> <th style="width: 20%;">適用額②</th> <th style="width: 30%;">計（①+②）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">競輪 事業支出</td> <td></td> <td style="text-align: right;">30,334,517</td> <td style="text-align: right;">1,294,161</td> <td style="text-align: right;">31,628,678</td> </tr> <tr> <td>競輪事業費</td> <td style="text-align: right;">28,794,899</td> <td style="text-align: right;">1,223,546</td> <td style="text-align: right;">30,018,445</td> </tr> <tr> <td>予備費</td> <td style="text-align: right;">726,131</td> <td style="text-align: right;">70,615</td> <td style="text-align: right;">796,746</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">歳出合計</td> <td style="text-align: right;"><b>30,334,517</b></td> <td style="text-align: right;"><b>1,294,161</b></td> <td style="text-align: right;"><b>31,628,678</b></td> </tr> </tbody> </table>				款	項	適用前の額①	適用額②	計（①+②）	競輪 事業収入		30,334,517	1,294,161	31,628,678	競輪事業収入	29,539,786	1,294,161	30,833,947	歳入合計		<b>30,334,517</b>	<b>1,294,161</b>	<b>31,628,678</b>	款	項	適用前の額①	適用額②	計（①+②）	競輪 事業支出		30,334,517	1,294,161	31,628,678	競輪事業費	28,794,899	1,223,546	30,018,445	予備費	726,131	70,615	796,746	歳出合計		<b>30,334,517</b>	<b>1,294,161</b>	<b>31,628,678</b>
款	項	適用前の額①	適用額②	計（①+②）																																										
競輪 事業収入		30,334,517	1,294,161	31,628,678																																										
	競輪事業収入	29,539,786	1,294,161	30,833,947																																										
歳入合計		<b>30,334,517</b>	<b>1,294,161</b>	<b>31,628,678</b>																																										
款	項	適用前の額①	適用額②	計（①+②）																																										
競輪 事業支出		30,334,517	1,294,161	31,628,678																																										
	競輪事業費	28,794,899	1,223,546	30,018,445																																										
	予備費	726,131	70,615	796,746																																										
歳出合計		<b>30,334,517</b>	<b>1,294,161</b>	<b>31,628,678</b>																																										

## 総務企画委員会説明資料

総務部 管財課

項 目	指定管理者の指定方針について
-----	----------------

### 1 令和 8 年度指定手続予定施設と指定の考え方

- 原則公募とし、施設のあり方を検討する等の理由から従前の団体による管理が適当な施設は非公募による指定とする。
  - 更新する施設（令和 8 年度末に指定期間満了）：9 施設  
     公募：7 施設、非公募：2 施設
- ※更新等の考え方の詳細については、各施設所管の常任委員会で説明を行う。

No	公の施設の名称	現在の指定管理者	考え方	
			公募／ 非公募	期間
1	大洗マリンタワー	大洗町	非公募	1 年
2	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設	大洗町	非公募	1 年
3	霞ヶ浦常南流域下水道	(株)ウォーターエージェンシー	公募	1 年
4	霞ヶ浦湖北流域下水道	(株)ウォーターエージェンシー	公募	5 年
5	霞ヶ浦水郷流域下水道	鹿島都市開発(株)	公募	5 年
6	利根左岸さしま流域下水道	共和・茨環・都市環共同事業体	公募	5 年
7	鬼怒小貝流域下水道	共和・茨環・都市環共同事業体	公募	5 年
8	小貝川東部流域下水道	共和・茨環・都市環共同事業体	公募	5 年
9	笠松運動公園	(公益財団)茨城県スポーツ協会	公募	4 年

### 2 今後のスケジュール（予定）

年 月	事 項
R8. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 回定例会において指定方針の報告（関係常任委員会）</li> <li>・ 指定管理者候補の募集（2 ヶ月程度）</li> <li>・ 指定管理者候補の選定（選定委員会の開催）</li> <li>・ 第 4 回定例会において指定管理者の指定の議決</li> </ul>
7～9	
10	
11	
R9. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次期指定管理者による管理運営開始</li> </ul>

## 総務企画委員会説明資料

総務部 税務課

項 目	県分のふるさと納税の寄附受入実績			
<p><b>1 制度の概要</b>                  自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度                  （※一定の上限あり）</p>				
<p><b>2 令和7年度の受入実績</b> <span style="float: right;">（単位：件、千円）</span></p>				
	令和6年度 ①	令和7年度 ②	差引 ②－①	前年比 ②／①
件数	7,133	20,762	13,629	291.1%
金額	290,484	652,148	361,664	224.5%
<p><b>3 令和4年度以降の寄附受入額の推移</b> <span style="float: right;">（単位：千円）</span></p>				
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
金額	55,148	165,669	290,484	652,148
<p><b>4 本県の取扱返礼品と掲載ポータルサイトの推移</b> <span style="float: right;">（単位：品、サイト）</span></p>				
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
返礼品	289	929	1,137	1,710
ポータルサイト	4	5	15	24

## 令和7年（2025年）度核燃料等取扱税の活用状況について

### 1 公表の趣旨

核燃料等取扱税の税金及び活用状況を毎年、広く周知・公表することにより、税金の使途の明確化を図る。

### 2 公表の内容

- 令和7年(2025年)度における核燃料等取扱税の税金(決算見込額)は約26億96百万円。  
(令和6年(2024年)度税金は、約13億22百万円)
- 税金は、環境放射線監視運営、原子力安全対策など県民の安全・安心に資する事業に活用。

(1) 税金(決算見込額) 2,696,419千円

#### (2) 活用事業

(単位：千円)

項目	細目	令和7年(2025年)度 事業費(見込額)		事業の成果・効果
	主な事業内容	総額	うち県負担額	
原子力安全対策費	環境放射線監視運営費	56,706	56,706	東海・大洗地区に立地する原子力施設の周辺地域における環境放射線の監視、原子力施設からの排水中の放射能濃度の測定や農畜水産物・河川水・土壌等の放射能濃度の測定・分析などを行い、地域住民の安全の確保及び安心感の醸成に寄与することができた。
	環境放射線監視センターの運営			
	原子力安全対策運営費	191,084	191,084	原子力施設の安全対策の確認・検証、環境放射線の監視・評価、原子力防災体制の整備、原子力に係る広報等を行うことにより、原子力安全行政を推進することができた。
	原子力安全対策に従事する職員等的人件費(26名)			
	原子力審議会等運営費	555	555	原子力安全対策委員会を開催し、安全性の確認等を通じ、原子力安全行政を推進することにより、地域住民の安全の確保及び安心感の醸成を図ることができた。
原子力審議会・原子力安全対策委員会の運営				
広報普及事業費	6,487	6,487	協議会による原子力科学館の運営や出張イベントの実施などを通じて、県民に対する原子力・放射線の基礎知識の普及啓発を促進することができた。	
(公社)茨城原子力協議会の運営に係る補助				
原子力環境安全対策費	624	624	原子力安全協定に基づき、各種報告を受けるとともに事業所に対し立入調査等を行い、事業所における安全対策等を確認することにより、地域住民の安全の確保及び安心感の醸成に寄与することができた。	
原子力事業所への立入調査等				



# 総務企画委員会説明資料

総務部 市町村課

項 目	神栖市長選挙審査申し立てに係る対応		
<b>1 概要</b>	<p>神栖市長選挙の当選無効を求める異議申出に対する神栖市選挙管理委員会の棄却決定に不服のある者から、公職選挙法第206条第2項に基づき、県選挙管理委員会になされた審査申し立てについて、関係法令に基づいて審理手続きを進め、4月28日に裁決を行ったもの。</p>		
<b>2 審査申立人（2件）</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石田進氏・遠藤貴之氏（連名）</li> <li>・飯田耕造氏</li> </ul>		
<b>3 審査申立ての主な理由</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙長が各陣営に通知もなく自らくじを引いて、当選者を決定してしまったことは、不適切で納得のいくものではない。</li> <li>・木内氏の有効投票の中に「まんじゅうや」や「だんごや」とだけ記載された票があったが、木内氏の通称として認められたものではなく、無効である。</li> <li>・県選挙管理委員会に票の再点検を求める。</li> </ul>		
<b>4 裁決の結果（裁決書抜粋）</b>	<p>(1) 主文</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異議申出に対して神栖市選挙管理委員会が令和7年12月5日付けで行った棄却の決定を取り消す。</li> <li>・本件選挙における当選人木内敏之の当選を無効とする。</li> </ul> <p>(2) 県選挙管理委員会の判断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開披再点検の結果、木内氏の有効票に「だんごさん」「まんじゅうや」という票があったが、「だんごさん」「まんじゅうや」が木内氏の通称として、神栖市内において広く慣習的に使用されていると認めるに足りる証拠はなく無効（木内票△2票）</li> <li>・「欄外の注意書きの頭柱数字を○で囲んだ票」は、過去の類似事例の判例により、有意の他事記載として無効（石田票△1票）</li> <li>・くじの執行方法については、公職選挙法上、当選者決定のくじを誰が引くかの定めはなく、選挙長がくじを引いたとしても違法ではない。</li> </ul>		
	候補者名等	市委員会の決定	当委員会の裁決
	木内氏の有効投票	16,724	16,722（△2）
	石田氏の有効投票	16,724	16,723（△1）
	無効投票	219	222（+3）

## 5 今後の訴訟手続き等

- ・ 木内氏が5月27日に県選管を被告として、東京高等裁判所に裁決の取消を求める訴訟を提起  
⇒ 訴状の内容を確認の上、訴訟において県選挙管理委員会の考えを十分に説明していく
- ・ 裁判所は、訴訟の判決を、事件を受理した日から100日以内にするように努めなければならない（公職選挙法第213条）。
- ・ 東京高裁の判決に不服の場合、最高裁判所への上告も可能。
- ・ 普通地方公共団体の長は、判決が確定するまでの間は、その職を失わない。  
(地方自治法第144条)

## 6 その他

- ・ 有権者の投票意思が、選挙結果に反映されるためには、有権者に「投票用紙の正しい書き方」をご理解いただくことが重要であり、選挙出前講座や選挙時の啓発等において、具体例をあげながら「投票用紙に氏名以外を記載すると無効となることがある」ことなど、より詳しく周知を図っていく。

### 【参考 これまでの経過】

日 程	内 容	備 考
令和7年 11月9日	神栖市長選挙	候補者2名の得票数が同数となり、くじで木内氏が当選者として決定
11月10日 11月20日	異議申出書提出	異議申出人から神栖市選管へ
11月26日	開披再点検実施	神栖市選管
12月5日	異議申出棄却	神栖市選管から異議申出人へ
12月22日 12月23日	審査申立書提出	審査申立人から県選管へ
12月26日	県選挙管理委員会開催 審査申立ての受理決定	
令和8年 1月16日、2月 12日、3月4日	県選挙管理委員会開催	神栖市選管からの弁明書、申立人の反論書等の書面による主張を整理し更に確認すべき事項等について協議
3月7日	口頭意見陳述実施	木内氏、石田氏、神栖市選管等審理関係人出席
3月17日	県選挙管理委員会開催	開披再点検の実施を決定
3月21日	開披再点検実施	全票を点検し、慎重に有効・無効の判断をすべき票を抽出
3月27日、4月 15日、4月21 日	県選挙管理委員会開催 日	票の有効無効、その他争点に関する判断について協議
4月28日	県選挙管理委員会開催 裁決	
5月27日	訴訟提起	木内氏から東京高裁へ

# 県 出 資 団 体 等 改 革 工 程 表

(令和 8 年 第 2 回 定 例 会 総 務 企 画 委 員 会 資 料)

競 輪 事 業 特 別 会 計

令 和 8 年 6 月 1 0 日

総 務 部

取り組むべき項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 一般会計への繰出金の継続  2 経営の維持・改善 (1) 運営の効率化 ① 収益の確保  ② 効率的な業務運営  (2) 売上額の確保 ① 普通競輪の売上額の確保  ② 記念競輪等の売上額の確保	2億円 [2億円]	2億円 [3億円]	2億円
	収益目標：2.5億円 [収益6.9億円]	収益目標：2.5億円 [収益12.1億円]	収益目標：2.5億円
	売上確保及び経費の節減	売上確保及び経費の節減	売上確保及び経費の節減
	②効率的な業務運営	車券発売窓口業務委託等の効率的な運営	
	①普通競輪の売上額の確保	魅力あるレースの企画、実施	
	売上目標：55億円(記念GⅢ) [売上：60億円]	売上目標：55億円(記念GⅢ) [売上：116億円] ※ワールドサイクリスト支援競輪の開催による売上増	売上目標：55億円(記念GⅢ)
効果的な広報活動等の実施	効果的な広報活動等の実施	効果的な広報活動等の実施	

※注   ↔は改革期間及び推進事項を表示  
           [ ]は目標達成状況を表示